■掲載誌 2020/09/30 朝日新聞　朝刊 27 ページ 1468 文字
■新聞記事見出し
「盗撮の規制、「公共の場」以外も　学校や会社、現行摘発できず　県の改正条例、あす施行／静岡県」
■筆者コメント
■性格に応じた対応の議論を
甲南大法科大学院渡辺修教授（刑事訴訟法）の話
盗撮行為は、インターネットに盗撮画像がアップされてしまった場合、簡単に消すことができず、被害はきわめて甚大と言える。また、つきまとい行為は、ストーカー規制法では恋愛・好意感情に基づくつきまといを処罰するもので範囲が限定されており、感情の立証も難しい。こうした点を考慮すると、今回の条例改正は地方の治安情勢を踏まえたやむをえないものとして是認すべきだ。
ただし、今回の条例改正で対象となる盗撮やつきまとい行為は、人格の偏りを反映している場合も多い。罰金や懲役刑だけでなく、再犯に至らないための更生、動機を生まないための職業訓練など、事件や犯人の性格に応じた対応についても議論が必要になる。